

# HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク日田

日田公共職業安定所広報  
2024年4月号

## contents

- ① 2024(令和6)年度雇用保険料率のお知らせ P.1
- ② 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 P.2
- ③ 雇用保険関係手続きに関するお願い P.2
- ④ 人材開発支援助成金(人への投資コース)のご案内 P.3
- ⑤ セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P.4
- ⑥ 管内労働市場のうごき P.4



萩尾公園(日田市)

1

《事業主の皆さまへ》

## 2024(令和6)年度の雇用保険料率のお知らせ ～ 2023(令和5)年度と同率です ～

- ◆ 2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
  - 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。  
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。)
  - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3.5/1,000です。  
(建設の事業は4.5/1,000です。)

前年度と  
同率だよ!

### 2024(令和6)年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	①+② 雇用保険 料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の 事業 ※	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## 2

《事業主の皆さまへ》

## 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のお知らせ

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。

これらの方々が職場で安心して働き続けるためには、一緒に働く労働者とその障害特性等について理解し、共に働く上での配慮があることが大切です。

大分労働局では、一般の従業員の方を主な対象として、精神障害、発達障害者に関して理解していただき、職場内において精神・発達障害者を温かく見守り支援する応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となつていただくための講座を実施しています。



費用は無料です

## 養成講座の概要

## 内 容

「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

## メリット

精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

## 講座時間

概ね 90 分程度

## 受講対象

企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。  
※今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

## 講座の種類

## 集合講座

ハローワーク大分にて実施します。（開催日等は労働局HPでご確認ください。）

## 出前講座

講師が事業所に出向きます。（事業所単位で、直接お申し込みください。）



■まず基礎知識を学びたい

■開催日等の確認、お申し込みは大分労働局ホームページをご覧ください。

しごとサポーターeラーニング 検索

大分労働局 職業対策課 097-535-2090

大分労働局 検索

## 3

《事業主の皆さまへ》

## 雇用保険関係手続に関するお願い

毎年4月は雇用保険関係手続の最繁忙期となり、ハローワーク窓口が大変混雑いたします。

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、以下の点につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

## 雇用保険手続の届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。  
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

**以下のような場合は特に時間を要しますのでご注意ください！**

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

**資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けて提出をお願いします！**

- 資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。

〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降〕

※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

**\* 来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますようご協力をお願いします！**

## 電子申請について

- 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。  
また、電子申請を行う際は、申請書類を提出する前に「申請データ保存」を行うことをお勧めします。ハローワークから「修正指示」により返戻があった場合に、その後の修正手続きをスムーズに行うことができます（利用されているソフトにより一部相違あり）。

## 4

《事業主の皆さまへ》

## 人材開発支援助成金(人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度で、この中の「人への投資促進コース」についてご案内します。このコースには以下の5つのメニューがあり、助成金受給までのおおまかな流れも以下のとおりです。

【注1】( )内の助成率(額)は、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の率(額)です。

【注2】賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額(定額)です。

## 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成《資格取得費用も対象》

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS(ITスキル標準)レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

## 長期教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成《導入済み企業も対象》

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度(30日以上連続休暇取得)	20万円	1人1日当たり 6,000円 (※有給休暇の場合)
	(+4万円)	(+1,200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	—
	(+4万円)	—

## 定額型訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成《定額受け放題》

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	—	
	( +15%)			

## 活用例

人材育成上の課題	個々の従業員に合った訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らざるを得ない状態となり、結果的に企業内の生産性が低下していた。
----------	---

## ↓【教育訓練の内容】

受講コース	営業職研修受け放題講座
訓練目標	新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業力向上のためのeラーニング訓練
受講料等	42万円(1~50名まで1月3.5万円×12月)

## ↓【助成金の活用】

助成内容(中小企業の場合)・効果	
助成率	経費助成：60%
助成額	経費助成：252,000円(上記の訓練の場合) ※420,000円×60%
成果	1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、個々の従業員に合った訓練を探す手間も省ける上に、複数の訓練を契約するよりも安価な費用で抑えられた。

## 受給までの主な流れ

## 1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、「職業訓練実施計画」を作成する。
- 作成した計画を訓練開始日の1か月前まで(※)に管轄労働局に提出する。  
※「定額制訓練」の場合は、原則、定額制サービスの契約期間の初日から起算して1か月前まで

## 2 訓練実施

- 「職業訓練実施計画」に基づき訓練を実施する。

## 3 支給申請

- 訓練終了日の翌日から2か月以内に、必要書類を管轄労働局に提出する。
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う。

(注)「長期教育訓練休暇等制度」は、申請手続きが一部異なりますのでご注意ください。

【申請手続き等に関するお問い合わせ先】 大分労働局助成金センター ☎097-535-2100

※制度の詳細等については厚生労働省のホームページをご覧ください。

人材開発支援助成金 検索



## 情報技術分野(IT分野)認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成《資格取得費用も対象》。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者(正規雇用労働者)の即戦力化のための訓練(OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)	60%	45%	760円	380円
	( +15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業	大企業		
	20万円	11万円		
	(+5万円)	(+3万円)		



1人1活用

## 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	—
	( +15%)	

## 活用例

人材育成上の課題	従業員の学び・学びなおしを会社として積極的に支援することにより、企業としての魅力を高め、従業員のモチベーションや生産性を向上させること
----------	---

## ↓【教育訓練の内容】

受講コース	中小企業診断士登録養成講座
訓練目標	中小企業診断士の資格取得を目指す
受講料等	1人当たり300,000円 うち50%の150,000円を会社が負担

## ↓【助成金の活用】

助成内容・成果	
助成率	経費助成：45% 労働者が自発的に受講した訓練費用のうち1/2以上を負担する事業主に対して、負担額の45%を助成
助成額	経費助成：67,500円(上記の訓練の場合) ※150,000円×45%
成果	中小企業診断士の資格を生かし、会社の生産性向上に寄与した。他の従業員も自ら必要と思うスキルを身につけるために、積極的に学び・学びなおしをする機運を醸成できた

# 5

## セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談

事前申込み

4/22 月

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談(希望者)  
会場:ハローワーク日田 大会議室  
求職活動の進め方、自己分析、応募書類作成方法、成功する面接法など、専門講師によるセミナー(定員12名)  
【申込み】ハローワーク日田総合案内まで

看護職の就職相談会

当日受付

4/2 火

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供  
【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

福祉のしごと相談会

当日受付

4/9・23 火

13:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供  
【問】日田市福祉人材バンク ☎0973-24-7590

おおいたサポステ出張相談会

事前予約

4/12・19 金

11:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート(15~49歳対象)【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

ほっとLife 相談会(心の健康相談)

事前予約

4/4・18・25 木

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
就職に対する心理的不安に、専門の精神保健福祉士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク日田まで

事業所ミニ説明会

当日参加

4/3・17・24 水

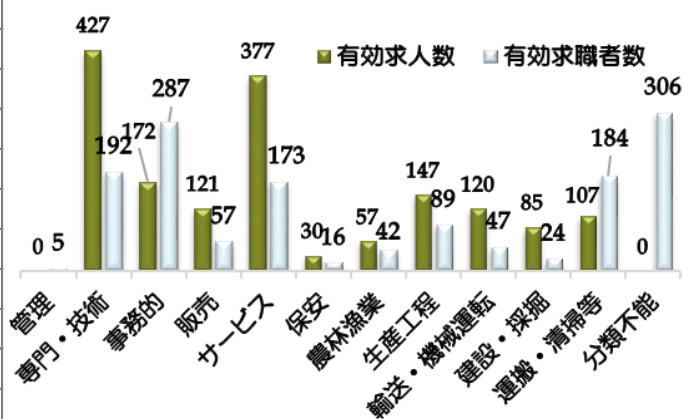
9:30~16:00 会場:ハローワーク日田 小会議室  
参加希望の事業所の方は、事前にハローワーク日田求人係へお申し込みください。なお、上記以外の日でも申し込みできる場合がありますので、お問い合わせください。

# 6

## 管内労働市場のうごき

	令和6年 02月	うち男	うち女	前月	令和5年 02月	前年 増減
職業紹介関係	新規求職者数	415	159	256	401	350
	うち55歳以上	171	78	93	167	138
	有効求職者数	1,425	617	808	1,248	1,278
	うち55歳以上	589	290	299	516	533
	新規求人数	539	*	*	626	611
	有効求人数	1,643	*	*	1,605	1,718
	就職件数	151	47	104	105	134
	うち55歳以上	52	22	30	37	46
	新規求人倍率	1.30	*	*	1.56	1.75
	有効求人倍率	1.15	*	*	1.29	1.34
雇用保険関係	適用事業所数	1,932	*	*	1,928	1,948
	被保険者数	21,981	11,414	10,567	22,010	22,118
	受給資格 決定件数	78	35	43	112	56
	受給者実人員	298	120	178	312	296

《求人・求職バランスシート》  
令和6年2月



有効求人倍率の推移

